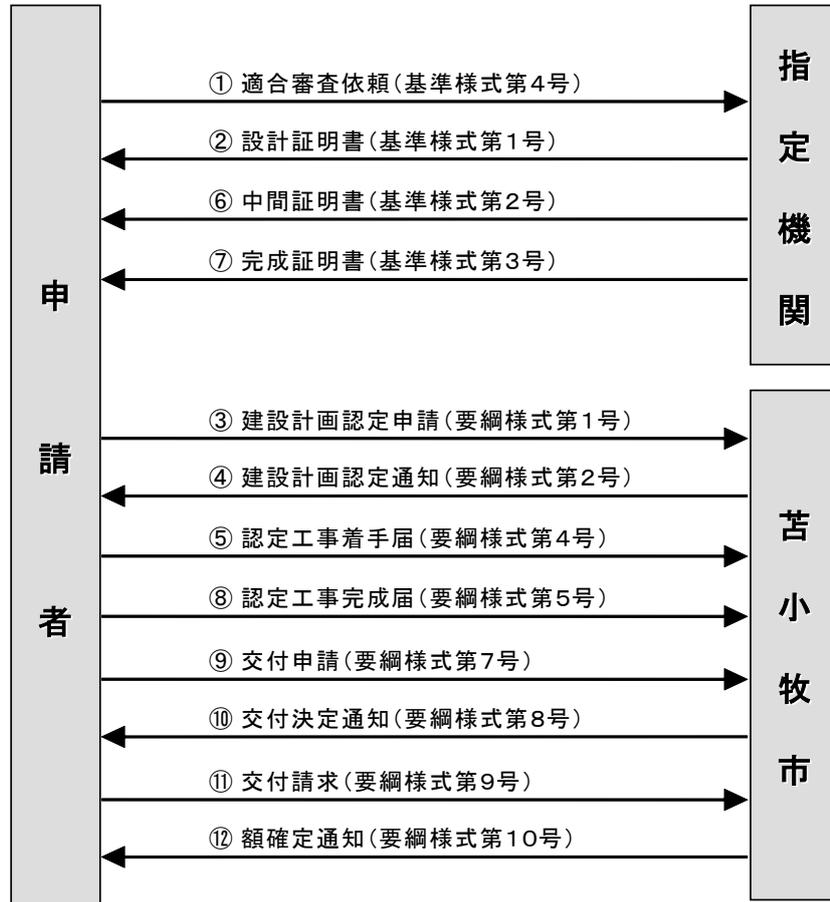


苫小牧市賃貸住宅建設補助金 よくあるご質問

1	募集方法について	1
	(1) 申請から交付までの基本的な流れを教えてください。	1
	(2) 今後のスケジュールを教えてください。	2
	(3) 要綱第5条による認定申請から何日後に審査結果が通知されますか？	2
2	認定基準の審査について	2
	(1) 指定機関による認定基準の審査には何日程度を要しますか？	2
	(2) 認定基準の審査料金はいくらですか？	3
	(3) 指定機関以外の法人・団体等で審査することは可能ですか？	3
3	申請する時期について	3
	(1) 着工中の賃貸住宅は対象になりますか？	3
	(2) 確認申請済の賃貸住宅は対象になりますか？	3
4	対象となる者について	4
	(1) 個人による申請は対象になりますか？	4
	(2) 土地所有者が個人の場合は対象になりますか？	4
5	対象となる賃貸住宅について	4
	(1) 改修や増築等は対象になりますか？	4
	(2) 建替の場合は対象になりますか？	4
	(3) 「1LDK・4戸+2LDK・4戸」のように、住戸タイプが混在しても対象になりますか？	5
	(4) 「1階・店舗+2階・賃貸住宅」のような、複合的な建物は対象になりますか？	5
6	補助金の額について	5
	(1) 補助金の額に上限はありますか？	5
	(2) 今年度の補助金の予算を教えてください。	5
7	施工業者について	6
	(1) 施工業者は市外の業者でも問題ありませんか？	6
8	工期について	6
	(1) 工期についての定めはありますか？	6

1 募集方法について

(1) 申請から交付までの基本的な流れを教えてください。



- ① 申請者は、必要書類を添えて、指定機関に対象証明書の交付を依頼する。
- ② 指定機関は、提出書類を審査し適合する場合は、申請者に設計証明書を交付する。
- ③ 申請者は、設計証明書等の必要書類を添えて、市に建設計画の認定を申請する。
- ④ 市は、対象建物の建設計画の審査結果を申請者に通知する。
- ⑤ 申請者は、対象建物の建設工事に着手した場合は、市に着手届を提出する。
- ⑥ 指定機関は、工事着工中の必要な時期に施工状況の現場確認を行い、認定基準に適合している場合は、申請者に中間証明書を交付する。
- ⑦ 指定機関は、工事完成後に対象建物の現場確認を行い、認定基準に適合している場合は、申請者に完成証明書を交付する。
- ⑧ 申請者は、必要書類を添えて、市に工事完成届を提出する。
- ⑨ 申請者は、必要書類を添えて、市に交付申請を行う。
- ⑩ 市は、交付申請の審査結果を申請者に通知する。
- ⑪ 申請者は、市に交付請求を行う。
- ⑫ 市は、申請者に交付額を通知し、速やかに支払いを行う。

(2) 今後のスケジュールを教えてください。

	日付	項目	備考
令和 2年	5月8日(金)	募集開始	● 市HP及び宅建協会の会員、市内金融機関等に周知
	10月16日(金)	申請期限	● 本補助金の募集を終了する。
	10月31日(土)	着工期限	● 左記期日までに、対象住宅の建設工事に着手すること。
令和 3年	3月31日(水)	完了期限	● 左記期日までに、対象住宅を完成させると共に、交付申請等の手続きを全て完了させること。 ● ただし、別途、必要な手続きを行い、市長の承認を得た場合に限り、完了期限を1年間延長することができる。

(3) 要綱第5条による認定申請から何日後に審査結果が通知されますか？

申請内容に不備や疑義等がなければ、おおむね1週間以内には通知されます。

対象住宅の着工は、認定通知書の発行日以降でなければなりません。

※ なお、認定申請の受付は、原則 先着順となります。

2 認定基準の審査について

(1) 指定機関による認定基準の審査には何日程度を要しますか？

審査に要する日数については、各指定機関にお問合せください。

(2) 認定基準の審査料金はいくらですか？

審査料金については、各指定機関にお問合せください。

(3) 指定機関以外の法人・団体等で審査することは可能ですか？

指定機関以外では審査することはできません。

品確法第 5 条第 1 項に規定する住宅性能評価を行い、国土交通大臣の登録を受けた機関のうち、市が指定した機関へ審査を依頼し、対象証明書の発行を受けてください。(基準第 4 条)

3 申請する時期について

(1) 着工中の賃貸住宅は対象になりますか？

申請時点において、着工していない賃貸住宅のみが対象となります。(基準第 6 条第 1 号)

(2) 確認申請済の賃貸住宅は対象になりますか？

申請の際には、建築基準法第 6 条第 1 項の規定による確認済証の写し及び申請書の写しを添付する必要があります。(要綱第 5 条第 1 項)

申請時点において、着工していない賃貸住宅のみが対象となります。(基準第 6 条第 1 号)

4 対象となる者について

(1) 個人による申請は対象になりますか？

苫小牧市内に事務所又は事業所を有する法人が対象であり、個人は対象になりません。(要綱第4条第1号)

(2) 土地所有者が個人の場合は対象になりますか？

土地所有者についての制約はありませんので、個人が所有する土地であっても対象になります。

しかしながら、新築した対象住宅の所有者については、苫小牧市内に事務所又は事業所を有する法人でなければいけません。(要綱第4条第1号)

5 対象となる賃貸住宅について

(1) 改修や増築等は対象になりますか？

これから新築する賃貸住宅が対象となります。(要綱第4条第1号)

(2) 建替の場合は対象になりますか？

建替の場合も、これから新築する賃貸住宅が対象となります。(要綱第4条第1号)

(3) 「1LDK・4 戸 + 2LDK・4 戸」のように、住戸タイプが混在しても対象になりますか？

住戸タイプが混在していても、問題ありません。

しかし、対象住宅のすべての住戸が認定基準を満たしている必要があるため、例えば、一部の住戸のみ床面積が 58.2 m²未満であるといった賃貸住宅については、対象となりません。(要綱第 3 条)

(4) 「1 階・店舗 + 2 階・賃貸住宅」のような、複合的な建物は対象になりますか？

店舗や事務所等と併存した賃貸住宅についても対象となります。

しかしながら、住宅部分の延床面積は建物全体の 3 分の 2 以上でなければいけません。(基準第 6 条第 6 号)

6 補助金の額について

(1) 補助金の額に上限はありますか？

補助金の額は、住戸の戸数に 1 戸当たり 100 万円を乗じた額となります。

予算の範囲内であれば、補助金の額に上限はありません。(要綱第 8 条)

(2) 今年度の補助金の予算を教えてください。

今年度の予算は、1,600 万円 (= 100 万円 / 戸 × 16 戸分) です。

7 施工業者について

(1) 施工業者は市外の業者でも問題ありませんか？

対象住宅は、苫小牧市内に建設業法における主たる営業所又は商業登記簿上の本店を有するものにより施工されなければいけません。(基準第6条第2号)

ただし、建築工事に要する経費(原則、住宅部分の建築工事に要する経費のみ)の予定価格が1億円以上であり、かつ北海道内に建設業法上の営業所を有する者により施工される場合は、この限りではありません。(基準に係る特例措置)

8 工期について

(1) 工期についての定めはありますか？

工期の定めについては、苫小牧市まちづくり推進課(32-6062)までお問合わせください。